

知財活用支援事業(権利化支援)

令和6年度公募のご説明

知的財産マネジメント推進部

大学知財支援グループ

令和6年3月15日



科学技術振興機構

本資料の構成

■「権利化支援」の概要

■申請～審査について

- ・ PCT出願支援
- ・ 指定国移行支援

■支援中・支援終了について

「権利化支援」の概要

「権利化支援」の目的

- 科学技術振興機構(JST)では、平成15年度より大学等の外国特許出願の支援を開始し、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化に向けた総合的な支援を行っています。

- 「**権利化支援**」では、海外への技術移転を想定した特許に対して、実際の外国特許出願の手続きを通じて、申請機関が出願及び海外展開のノウハウを蓄積することを目的としています。
得られた知財収入を大学等の知財体制の整備・充実等に充てることで、各大学を中心としたエコシステムを形成し、自律した知財マネジメントを構築することが期待されています。

- 国の定める「知的財産推進計画」のもと、令和5年度より、大学等発ベンチャー、中小企業が事業実施に必要とする外国における権利取得の促進します。特に、大学等発ベンチャー等を通じて研究成果の事業化を図る特許への支援を進めます。

令和6年度の公募に向けて

□本支援がより大学等において利用しやすい制度となるよう、令和5年度に追加した支援対象を引き続き実施します。

- 大学等発ベンチャー、中小企業を中心に民間企業との共同出願に基づくPCT出願
- 新規性喪失の例外規定を適用した基礎出願に基づくPCT出願
- 指定国移行支援段階からの新規申請

□支援対象の拡大により、大学等の外国出願の機会増大につなげ、大学等の研究成果を社会実装へとつなぐために必須となる特許の権利化を促進します。

□権利化だけでなく、特許活用に向けての支援充実を図ります。

令和6年度の主な変更点

項目	変更内容	令和6年度 4月の新規申請から適用
9. 利用にあたっての 注意事項 (6)特許出願非公開 制度に関する注意点	保全審査・保全指定された場合の申請の取扱を記載	<ul style="list-style-type: none"> • 特許出願非公開制度の施行に伴い、国内基礎出願が<u>保全審査の対象となった申請については審議結果の通知を留保</u>します。 • 国内基礎出願が保全指定された場合は<u>取下申請を行ってください</u>。
申請添付様式1 発明概要	記載内容の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> • 7. 国際調査機関の否定的見解への対応 <u>国際予備審査機関の見解欄を追加</u>
申請添付様式2 技術移転体制等の 概要	記載内容の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> • 3. 貴機関における技術移転計画 <u>貴機関における技術移転に向けた取り組みや体制整備状況のみの記載に変更</u>
申請添付様式3 持分比率と費用負担割合	提出対象の追加	<ul style="list-style-type: none"> • <u>国内基礎出願とPCT出願で出願人の持分比率が異なる場合においても提出するよう変更</u>
申請添付様式4 大学等発ベンチャー 起業の概要	記載内容の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> • 従前の「<u>4. 当該技術の事業化により実現される未来あるいは克服される社会的課題</u>」の項目を削除

「権利化支援」では

- ・ 国公立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校 (**大学等**) が出願人となる国内基礎出願に基づく外国特許出願について、**大学等保有のまま**外国特許出願に係る**費用の一部(8割)を支援**します。
- ・ 申請案件には、1件ごとにJST担当調査員がつき、先行技術調査を踏まえた申請機関への発明ヒアリング、特許性・有用性に関する調査等を踏まえ、**権利強化や活用のための助言**等を行います。
- ・ 外部有識者から構成される知的財産審査委員会では、実用化を担う企業の視点から技術移転や事業化へと繋がる可能性が高い「質の高い特許」を出願するための支援を目的に、申請案件における**特許性評価・技術評価に関する支援**及び出願内容や出願要否等を含む**権利化に関するアドバイス**等を行います。

支援対象・期間

・支援対象

大学等で生まれた研究成果に関する国内基礎出願に基づく外国特許出願のうち、大学等が出願人となつて行う**国際特許出願(PCT出願)及びその国内移行手続き**

— **公共的機関、民間企業との共同出願**を基礎出願とする外国特許出願も支援対象

公共的機関・民間企業の共同出願の留意事項

注1 大学等の持分比率(持分比率と費用負担割合が異なる場合、いずれか小さい方)が基礎出願・PCT出願・国内移行で50%以上であることとします。

注2 公共的機関及び民間企業は、共同出願人であっても、申請機関となることはできません。

注3 PCT出願・国内移行段階で大学等の持分比率が増える場合、支援割合は基礎出願時の持分比率を上限とします。

			
大学等と大学等	大学等と公共的機関	大学等と企業	大学等と発明者
申請可能			

・支援期間

PCT出願：**基礎出願日から3年が経過した年度の翌年度6月末日まで**

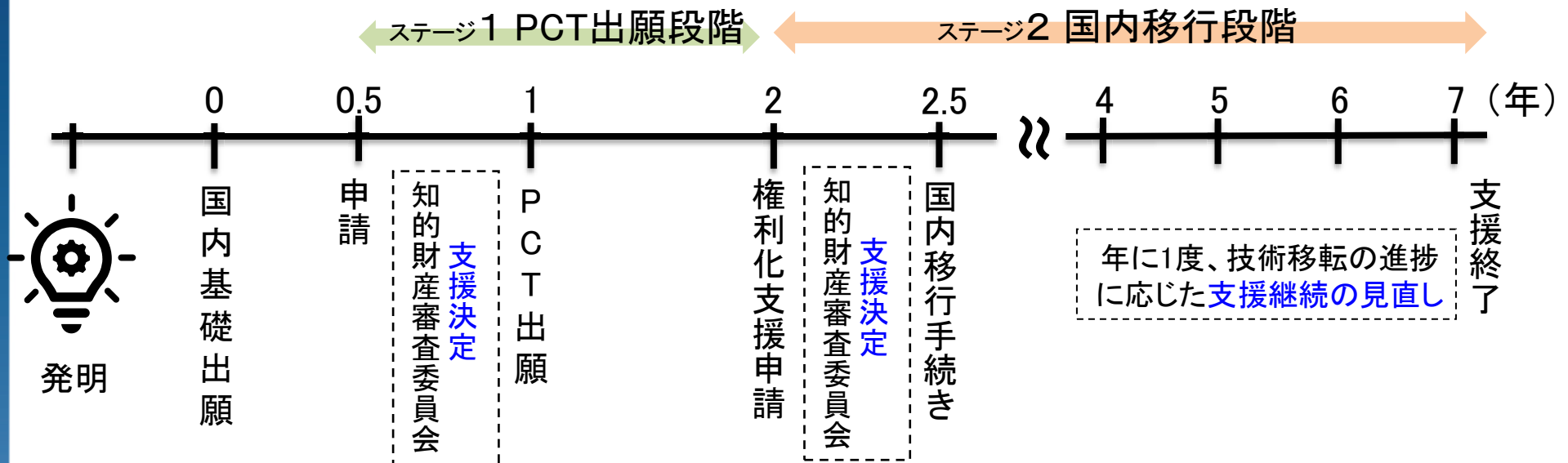
国内移行手続き：**基礎出願日から8年が経過した年度の翌年度6月末日まで**

主な申請要件

- ・ 申請担当者は、「**知財部門**」の方（権利化支援は知財部門が主役）
- ・ 共同申請の場合は、代表する大学等の一機関（代表申請機関）が申請（単独申請の場合は、申請機関＝代表申請機関）
- ・ 代表申請機関としての新規申請は、**年間30件**まで
 - － 共同申請機関としての申請、継続申請、否受理・取下は30件に含まない
- ・ 公募は一年を通じて実施
 - － 電子公募システム（<https://u-pas.jst.go.jp/app/mng/login/init>）より電子申請（電子公募システムの利用には機関登録が必要です。）
 - － 「PCT出願支援」への申請は**優先日から6か月後まで**
 - － 「指定国移行支援」への申請は**優先日から24か月後まで**

権利化支援のスケジュール

- 権利化支援は、PCT出願段階、国内移行段階の2ステージ方式



- 権利化支援は、大学等の外国特許出願を2ステージ方式で支援
 - PCT出願支援を受けていても、国内移行段階の支援を受けるためには改めて申請が必要
 - 令和5年度より、**ステージ2の国内移行段階からの新規申請が可能**
- 知的財産審査委員会で特許性・有用性を審議し、支援の可否を決定
- PCT出願・国内移行手続き中の出願に関する費用の一部を支援

申請～審査について

- PCT出願支援
- 指定国移行支援

申請時の主な提出資料 (PCT)

■ 電子公募システムで作成する申請書

※ トップメニューのここから入力

■ 添付ファイル

※ファイルは、1つの圧縮ファイルにまとめて添付

- 様式1: 発明概要
- 様式2: 技術移転体制等の概要 または
- 様式4: 大学等発ベンチャー起業の概要

※既存企業への技術移転を目指す場合には「様式2」、

起業する大学等発ベンチャーへの技術移転を目指す場合には「様式4」

既存企業、起業ベンチャーの両方の技術移転を計画する場合は、より有力などちらか一方を提出

- 基礎出願の出願書類一式

※新規性喪失の例外規定適用の場合は、

特許庁提出書類の写し(新規性喪失の例外証明書)

公知内容の確認できる冊子・論文等 を提出

- 先行技術文献

※様式1「2. 申請前調査結果」に記載した文献を提出(公開済特許文献は提出省略可)

(電子公募システム)

トップメニュー

権利化支援 新規申請

> PCT出願

> 指定国移行支援(再申請)

> 指定国移行支援(新規申請)

PCT支援採択済み案件

> 指定国移行支援(継続申請)

様式2・様式4の変更点 (PCT・指定国)

■様式2 技術移転体制等の概要

R5年度	R6年度
<p>3. 貴機関における技術移転計画 (1)貴機関における技術移転に向けた取り組みや体制整備状況</p> <p>(2)(1)における本申請の権利化方針 (先願・後願との関係、基本発明・応用発明等)</p>	<p>3. 貴機関における技術移転に向けた取り組みや体制整備状況(様式自由)</p>

■様式4 大学等発ベンチャー起業の概要

R5年度	R6年度
<p>4. 当該技術の事業化により実現される未来あるいは克服される社会的課題(自由記述)</p>	<p>(なし)</p>

様式3の変更点 (PCT・指定国)

■様式3 持ち分と費用負担割合

R5年度	R6年度
<ul style="list-style-type: none"> 出願人の持分比率と費用負担割合とが異なる場合 国ごとに持分比率又は費用負担割合が異なる場合 	<ul style="list-style-type: none"> <u>国内基礎出願とPCT出願で出願人の持分比率(又は費用負担割合)が異なる場合</u> 出願人の持分比率と費用負担割合とが異なる場合 国ごとに持分比率又は費用負担割合が異なる場合

例) 基礎出願とPCT出願で持分比率が異なる

※基礎出願の持分比率は電子公募システムにて入力。

様式3にはPCT出願の持ち分比率のみ記載

希望国	出願人		
	〇〇大学	△△大学	□□(大学等以外)
PCT出願	50	30	20

審査委員会までの流れ（PCT・指定国）

■ 発明ヒアリング

JST担当調査員より、特許性・有用性に関する調査結果及び権利化や活用のための助言等を行います

■ 審議資料の作成

申請機関にて作成してください。JST担当調査員が発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階をサポートします
(審査委員会の4週間程度前までに作成)

■ 知的財産審査委員会による審議資料の査読

審査委員会日の1週間前を目安に査読コメントをお知らせ

査読コメントに対し、審査委員会の2営業日前の正午までに追加資料を提出可

■ 審査委員会

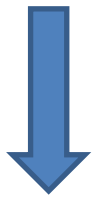
申請機関の担当者がWeb参加(発明者もWeb参加可)

※ PCT出願期限の約2ヶ月前に設定。早期審議希望の場合は申請時に申告してください

※ 開催日の5～6週間前までに電子公募システムにログインして参加登録してください

審査委員会当日の流れ(PCT・指定国)

1: プレゼンテーション (7分)



1-1: 特許性・有用性

発明の内容について簡潔に説明
先行技術を踏まえた特許性、必要に応じて補正案について説明
先行技術や競合技術に対する本発明の優位性について説明



1-2: 実用化に向けた展開

想定される製品の市場、それに向けた検討や研究の進展等について説明
技術移転の計画や進捗等、準備状況について説明

2: 質疑 (13分)



審査委員より特許性、有用性等について質問
申請機関より回答(JST担当調査員は補足)

3: 審議

申請機関が退出後、支援の可否を審議
(指定国移行の場合、支援する国を決定)

審査の観点 (PCT)

審査の対象は、

研究の内容そのものではなく、申請機関による国内出願に基づく、
海外出願の内容及びその活用計画・見通し

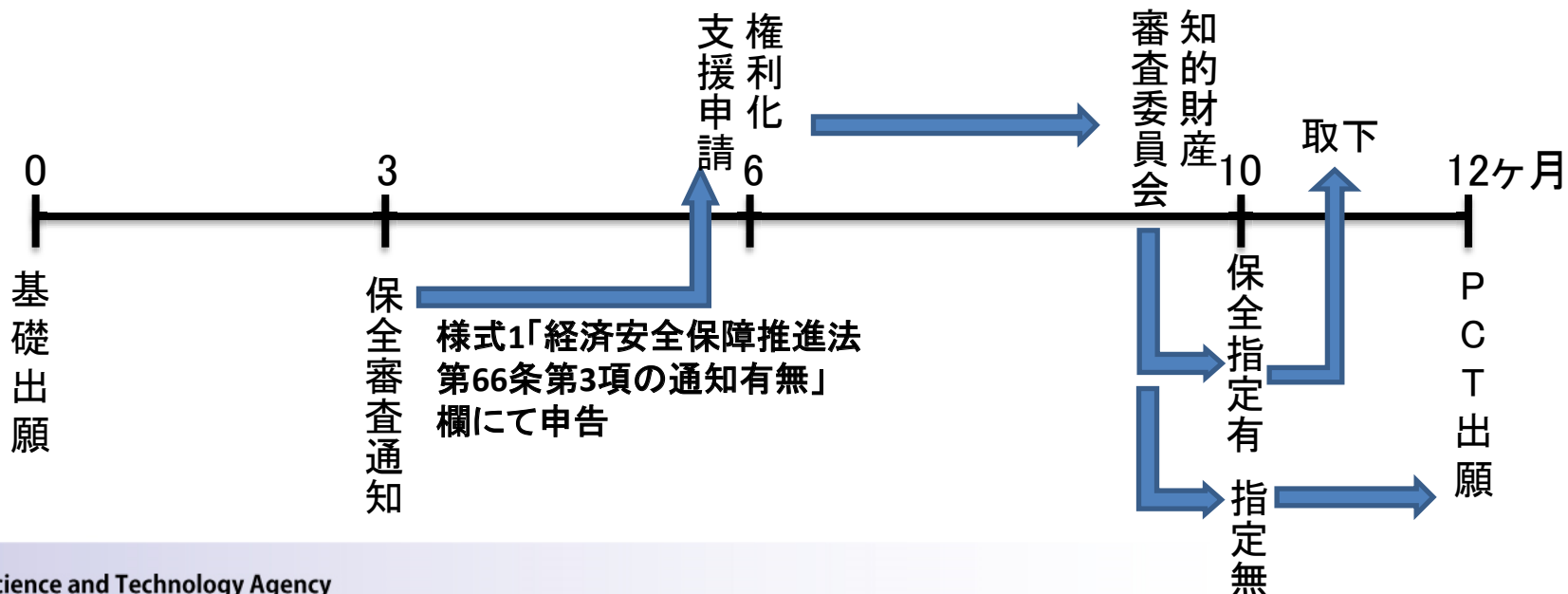
審査の観点は、

申請する特許について、どのように実用化したいと考えて、動いているか

- 特許性 (新規性・進歩性) に重大な懸念がないか
 - ・先行技術に照らし特許性を確保できるか、懸念がある場合に補正の見通しが立つか
- 特許を活用する際に必要十分な権利範囲、排他性が確保できるか
 - ・必要な実施例は記載されているか、不足している場合に補正の見通しが立つか
- 実用化に向けた今後の見通しが示され、実現の可能性があるか
 - ・技術移転先企業の候補を絞り込みコンタクトしているか／コンタクトをする計画があるか
 - ・競合技術に対する優位性を示すデータが取得されているか／取得する計画があるか
 - ・効果、性能、安全性等について検証がなされているか／検証する計画があるか

特許出願非公開制度（PCT）

- ・ 経済安全保障推進法が令和6年度より施行予定
 - ・ 出願公開により国家及び国民の安全を損なうおそれ大きい発明に対し内閣府が保全審査を経て保全指定
 - ・ 保全指定された発明は外国出願禁止、出願公開・出願手続きの留保、発明内容開示禁止
- ↓
- ・ 保全審査対象の国内基礎出願について、権利化支援へ申請可能
 - ・ 保全審査結果が出るまで、権利化支援の審議結果通知は留保
 - ・ 保全指定の通知を受けた場合は、申請機関は申請を取り下げ



申請～審査について

- PCT出願支援
- 指定国移行支援

申請時の主な提出資料（指定国）

■ 電子公募システムで作成する申請書

※PCT出願支援で採択（継続申請）

※PCT出願支援で不採択（再申請）

指定国移行から（新規申請）

（電子公募システム）



■ 添付ファイル

※ファイルは、1つの圧縮ファイルにまとめて添付

- 様式1: 発明概要
- 様式2: 技術移転体制等の概要 または
- 様式4: ベンチャー起業の概要

- 基礎出願の出願書類一式 **※新規申請**

- 先行技術文献 PCT出願支援申請時と**文献が同じ場合提出省略可**

- PCT出願の出願書類一式

- 国際調査報告及び国際調査機関の見解書

※国際予備審査請求を行った場合、以降に特許庁へ提出・受領した書類も提出

※国内特許査定で代替する場合、国内書面以降に特許庁へ提出・受領した書類も提出

- 技術移転が進められている傍証となる文書

R6年4月より再申請と新規申請のメニューを分割予定

様式1：発明概要の補足（指定国）

■ 3. 出願希望国と実用化計画 [移行希望国と外国出願の必要性]

- ・ 支援希望国を、**7ヶ国を上限**に記載してください。
EPC締約国への特許出願の支援は原則EPC経由を対象とします。
欧州特許(EP)の記載は不要です。欧州は具体的な国名を1か国ずつ記載してください。
- ・ **欧州単一効特許(UP)希望**の場合は、事業展開を計画する**UPCA批准国4カ国以上を内訳として国名欄に記載※**してください。例) UP(独・仏・伊・蘭)
※特許を実施する国が3カ国以下の場合、各国別に移行した方がコストが低く、UP出願を支援可否を判断するために必要となります。
※審議の結果、UP支援を見送る場合でも、内訳記載のUPCA批准国数カ国へ移行支援する場合があります。

「国際調査報告及び国際調査機関の見解書」の補足

- 指定国移行支援申請では、**国際調査機関からの見解書**の提出が必要
- 継続申請及び再申請では、PCT出願段階での審議における知的財産審査委員会からの条件やアドバイスを反映してPCT出願されたことを想定
- PCT出願の国際調査機関の見解書にて、実用化の際に必要な主要な請求項で特許性(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)が認められていることが必要
- もし、主要な請求項すべてで特許性に否定的見解が残る場合は※¹、必要に応じて権利範囲等の補正※²を行ったうえで、国際予備審査請求を行い、否定的見解を解消することが必要

※¹ 新規性、進歩性、産業利用可能性のいずれか一つの項目で「無」と記された請求項は、特許性「無し」と見なされます。

※² 過剰な数値限定、請求内容の減縮補正により、著しく権利範囲が限定されることのないよう留意

- 国際予備審査報告書に代わり国内特許査定の提出も可能

新規性(N)	請求項	1-10	有
	請求項	___	無
進歩性(IS)	請求項	___	有
	請求項	1-10	無
産業上の	請求項	1-10	有
利用可能性(IA)	請求項	___	無

この例では、進歩性「無」となった請求項1-10で特許性「無」

技術移転が進められている傍証の補足(1)

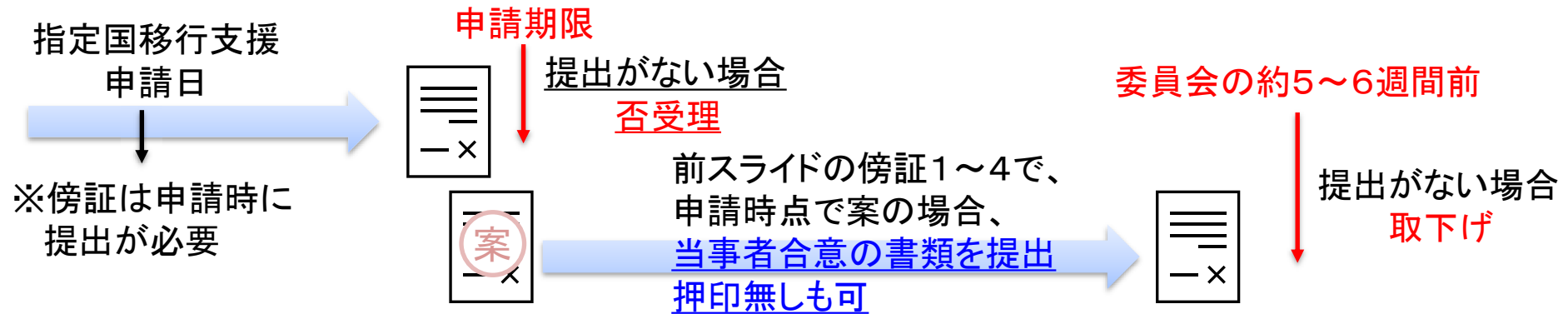
■ 指定国移行支援申請では、その研究成果の実用化がまさに進展途上にある等の技術移転活動がなされている傍証となる文書の提出が必要

【申請を可とするもの】

1. 当該発明に関する民間企業等との実施許諾契約書類
2. 当該発明に関する民間企業等との共同研究契約書類
3. 当該発明に関する民間企業等との試料提供契約書類 (Material Transfer Agreement)
4. 当該発明に関する民間企業等とのオプション契約書類
5. 特定の企業との連携以外で技術移転を目指す場合、実用化に向けた活動の進展等が合理的に説明され得る書類
6. 申請添付様式4 (申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合)
7. 当該発明に関する民間企業等との秘密保持契約 (Non-Disclosure Agreement)
※TLO 等の技術移転活動の委託に関するものは対象外
8. その他、当該発明に関して何らかの収入が発生していることを証する書類

技術移転が進められている傍証の補足(2)

■ 提出締め切り



※前スライドの傍証7(NDA)は、
押印済の書類を提出

■ 必須記載項目

申請案件と該当文書の関係を確認するため、以下の情報が必要



- ・ 当該特許の利用の有無(出願番号・特許番号等の記載の有無)
- ・ 当該特許を利用する研究開発・技術開発の内容
- ・ 文書の有効期間
- ・ 相手先が民間企業等であるか否か 等

審査委員会までの流れ（PCT・指定国）

※PCT出願支援段階と基本的に同じ

■ 発明ヒアリング

JST担当調査員より、特許性・有用性に関する調査結果及び権利化や活用のための助言等を行います

■ 審議資料の作成

申請機関にて作成してください。JST担当調査員が発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階をサポートします（審査委員会の4週間程度前までに作成）

■ 知的財産審査委員会による審議資料の査読

審査委員会日の1週間前を目安に査読コメントをお知らせ

査読コメントに対し、審査委員会の2営業日前の正午までに追加資料を提出可

■ 審査委員会

申請機関の担当者がWeb参加（発明者もWeb参加可）

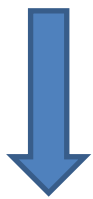
※ PCT出願期限の約2ヶ月前に設定。早期審議希望の場合は申請時に申告してください

※ 開催日の5～6週間前までに電子公募システムにログインして参加登録してください

審査委員会当日の流れ(PCT・指定国)

1: プレゼンテーション (7分)

※PCT出願支援段階と基本的に同じ



1-1:特許性・有用性

発明の内容について簡潔に説明
先行技術を踏まえた特許性、必要に応じて補正案について説明
先行技術や競合技術に対する本発明の優位性について説明



1-2:実用化に向けた展開

想定される製品の市場、それに向けた検討や研究の進展等について説明
技術移転の計画や進捗等、準備状況について説明

2: 質疑 (13分)



審査委員より特許性、有用性等について質問
申請機関より回答(JST担当調査員は補足)

3: 審議

申請機関が退出後、支援の可否を審議
(指定国移行の場合、支援する国を決定)

審査の観点（指定国）

審査の対象は、

PCT出願の内容及び技術移転の進捗状況、各国への移行計画

審査の観点は、

PCT出願支援時の条件や懸念が解消され、実用化に向けて進捗しているか

— 特許性（新規性・進歩性）が確保されているか

- ・PCT出願支援時の条件を満たしているか、懸念が解消されているか
- ・必要な権利範囲、排他性が確保されているか

— 実用化に向けて進捗しているか

- ・PCT出願支援時の条件を満たしているか
- ・技術移転に向けて、企業と具体的な連携を進めているか
- ・競合技術に対して優位性を確保しているか
- ・効果、性能、安全性等について検証がなされているか

— 出願希望国における市場性や技術・製品輸出の可能性はあるか

- ・出願希望国にて活用の可能性があるか

支援中・支援終了について

支援中・支援終了

- ・ 採択された案件は、基礎出願日から8年超にわたり支援が継続
- ・ 支援中は技術移転状況及び支援の効果の把握のため、調査にご協力ください。
 - －ライセンス活動状況等調査
 - －権利化進展状況調査
- ・ 支援終了のタイミングは以下の通り
 - －技術移転活動の進捗に基づきJSTが支援を継続しないと判断したとき
 - －支援国における特許を受ける権利又は特許権が第三者へ譲渡されたとき
 - －特許権の消滅、無効等が確定したとき
 - －申請機関が支援の終了を希望したとき
- ・ 大学等から大学等へ権利譲渡する場合、受け手側の大学が支援の承継可
- ・ 申請機関が支援終了を希望する場合、終了申請が必要
JSTへの支援費の返還については、令和5年度に廃止しました。

お問い合わせ

権利化支援



国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Phone : 03-5214-8413

FAX : 03-5214-8476

E-mail: kenri@jst.go.jp (権利化支援)



ご視聴ありがとうございました。



科学技術振興機構